

会 議 記 録 (1)

会議名称	第25回北本市市民参画推進条例等市民検討委員会 第11回北本市協働推進等庁内検討委員会
開会及び 閉会日時	平成23年11月7日(月) 午後3時05分から午後6時まで
開催場所	北本市文化センター第3研修室
委員長氏名	市民検討委員会委員長 河井宏暢 庁内検討委員会委員長 朝尾光二
出席 委員(者) 氏名	【市民検討委員会】 加藤信利、須藤善次郎、高橋陽子、古賀利雄、宮城仁、秋吉徳子、 関山邦孝、矢澤拓夫、河井宏暢 【庁内検討委員会】 朝尾光二、加藤功、原島敏一、須藤健治、加藤正雄、中嶋仁
欠席 委員(者) 氏名	【市民検討委員会】 なし 【庁内検討委員会】 町田浩一、荒井光男、横田順一、田中正昭、村田則弘、大島一秀
説明者の 職氏名	協働推進課 主幹 長嶋太一 主事 長谷川知亮
事務局職 員職氏名	協働推進課 主幹 長嶋太一 主事 長谷川知亮
会議 次第	1 開 会 2 あいさつ 3 議 題 (1) 北本市協働推進条例に位置づけるべき項目について (2) その他 4 そ の 他 5 閉 会
配布 資料	1 次第 2 平成23年度北本市市民参画推進条例等市民検討委員会委員名簿 3 平成23年度北本市協働推進等庁内検討委員会委員名簿 4 『北本市協働推進条例に位置づけるべき項目について—北本市市民参画 推進条例等市民検討委員会・北本市協働推進等庁内検討委員会作業部会合 同会議報告—』 5 『北本市協働推進条例に位置づけるべき項目について—北本市市民参画 推進条例等市民検討委員会・北本市協働推進等庁内検討委員会作業部会合 同会議報告—』に関する北本市協働推進等庁内検討委員会の検討結果につ いて

会 議 記 録 (2)

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事務局	<p>1 開 会 これより、第25回北本市市民参画推進条例等市民検討委員会・第11回北本市協働推進等庁内検討委員会合同会議を開催します。</p>
事務局	<p>2 あいさつ 開会にあたりまして、庁内検討委員会委員長の朝尾、市民検討委員会の河井委員長の順で、あいさつをお願いします。</p> <p style="text-align: center;">—庁内検討委員会委員長 朝尾 あいさつ— —庁内検討委員会委員を名簿順に紹介—</p> <p style="text-align: center;">—市民検討委員会 河井委員長 あいさつ— —市民検討委員会委員を名簿順に紹介—</p>
事務局	<p>ありがとうございます。この後の議事の進行につきましては、市民検討委員会河井委員長をお願いします。</p>
河井委員長	<p>3 議 題 (1) 北本市協働推進条例に位置づけるべき項目について お手元の『北本市協働推進条例に位置づけるべき項目について—北本市市民参画推進条例等市民検討委員会・北本市協働推進等庁内検討委員会作業部会合同会議報告—』（配布資料4 以下、『合同会議報告』）のとおり、5回に渡り開催した市民検討委員会・作業部会合同会議の検討結果を、平成23年10月1日付けで市長に報告しました。 『合同会議報告』を受け、その内容について庁内検討委員会で精査していただきました。今日の合同会議では、庁内検討委員会での検討結果を報告していただき、庁内検討委員会と市民検討委員会の意見交換を行いたいと思います。 今回の会議で得られた協議結果をもとに、パブリック・コメント手続にかける案を庁内検討委員会が作成していくこととなります。庁内検討委員会、市民検討委員会の各委員には、活発な議論を期待します。 それでは、『合同会議報告』に関する庁内検討委員会の検討結果について、作業部会部長であり、庁内検討委員会委員でもあります原島委員から報告をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">—庁内検討委員会 原島 資料を示して説明—</p>
庁内検討委員会 原島	<p>『合同会議報告』で提案された「第4 北本市協働推進条例に位置づけるべき項目」と「第5 北本市協働推進条例を制定する際の</p>

会 議 記 録 (2)

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	<p>課題及び検討すべき事項」を中心に、内容を庁内検討委員会で精査しました。検討結果は、『北本市協働推進条例に位置づけるべき項目について―北本市市民参画推進条例等市民検討委員会・北本市協働推進等庁内検討委員会作業部会合同会議報告―』に関する北本市協働推進等庁内検討委員会の検討結果について」（配布資料5 以下、『庁内検討委員会検討結果』）にまとめました。概要は、以下のとおりです。</p> <p>●『合同会議報告』「第4 北本市協働推進条例に位置づけるべき項目」中「2 定義」について</p> <p>市民の公益的な活動は、「地域コミュニティ活動」と「テーマコミュニティ活動」に分類される。『合同会議報告』では「コミュニティ」と「市民公益活動団体」を区別し、「市民公益活動団体」のみを新たに定義している。庁内検討委員会では、「市民公益活動団体」に加え、「コミュニティ」についても新たに定義するのが適当と判断した。その際、『コミュニティ』という用語は、北本市においては既存の『地域コミュニティ委員会』のみを想起させてしまうため、自治会等も含んだ広範な定義には適さないのではないか。」「協働事業提案制度を市民に積極的に活用してもらうためには、日常頻繁に用いられる用語と区別し、誤解を招かないかたちで新たに定義すべきではないか。」といった意見があった。そのため、『庁内検討委員会検討結果』図1のとおり、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「コミュニティ活動」を行う団体のうち、市への登録を行った団体を「<u>コミュニティ活動団体</u>」 ・「市民公益活動」を行う団体のうち、市への届出を行った団体を「<u>市民公益活動団体</u>」 <p>と定義を整理し、両団体を区分した。</p> <p>●『合同会議報告』「第4 北本市協働推進条例に位置づけるべき項目」中「4～8 まちづくりの主体（市民、事業者、コミュニティ、市民公益活動団体、市長等）の役割」について</p> <p>基本的に『合同会議報告』を尊重しているが、ことばの表現については主語や主体が不明瞭な部分を修正した。修正にあたっては、各主体に共通する原則（情報の発信及び共有）は全ての団体が守るべき「基本原則」として集約した。また、各主体の役割が対比できるよう、修正を加えた。</p> <p>●『合同会議報告』「第5 北本市協働推進条例を制定する際の課題及び検討すべき事項」中「1 自治会、地域コミュニティ委員会等コミュニティと市との関係を整理し、市民にわかりやすく説明すること【最重要課題】」について</p> <p>この問題については、庁内検討委員会での検討に加え、平成23年10月31日に協働推進課とくらし安全課で協議を行っ</p>

会 議 記 録 (2)

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
河井委員長	<p>た。結論としては、「市民公益活動団体」の要件として「登録」を課すのであれば、「コミュニティ活動団体」に対しても同様の要件を課すべきだという意見でまとまった。自治会や地域コミュニティ委員会がこれまで積み上げてきた実績は承知しているが、市と協働事業を行う意思確認の意味も含めて、何かしらの公的な手続を設けるのが適当と判断した。併せて、コミュニティ活動団体については「登録」ではなく幾分要件を緩和した「認証」のような形式が適当と判断した。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>『庁内検討委員会検討結果』最終ページの図について、事務局に補足説明をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">—事務局 長嶋 資料を示して説明—</p>
事務局	<p>北本市における区長と自治会長はほぼ同一人物となっていますが、両者の本来の役割は異なります。</p> <p>区長は、市行政の円滑な推進を通じ住民福祉の増進を図ることを目的に市から委嘱された方であって、市から報償金が支給されます。そのため、区長業務は「行政の一部」だといえます。</p> <p>一方、自治会長は住民によって組織された任意団体の長であり、行政活動とは区別されます。</p> <p>両者の役割が市民の側でも行政の側でも混同されているのが現状ではありますが、制度上は全く異なるものだということを、区長や自治会長の方々に、これまで以上に丁寧に説明していく必要があります。</p> <p>「登録」と「認証」については、庁内検討委員会の原島が報告したとおりです。「市民公益活動団体」と「コミュニティ活動団体」は団体の性質が異なるため全く同じ手続とはしないものの、両者とも一定の公的な手続をクリアしたうえで協働事業提案制度に参加することとします。</p>
河井委員長	<p>庁内検討委員会には、私たち市民検討委員会と作業部会がまとめた『合同会議報告』の表現の修正、また、新しい用語として「コミュニティ活動」と「コミュニティ活動団体」を定義する等、各概念を整理していただきました。市民検討委員会委員の皆さんで、質問等があれば御発言をお願いします。</p>
関山委員	<p>「市民公益活動団体」には「登録」、「コミュニティ活動団体」には「認証」を要件とするとのことですが、登録・認証、それぞれ最終決定するのは「市長」という理解でよろしいですか。</p>

会 議 記 録 (2)

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事務局	関山委員がおっしゃるように、登録・認証、それぞれ最終決定をするのは「市長」です。
河井委員長	協働事業を実際に行う場合に自団体の活動テーマを申請するような制度となるのですか。
事務局	登録・認証は、すぐに協働事業を行う場合に限らず、いつでも受け付けます。その際、活動テーマや活動地域等を記載していただきます。
古賀委員	協働事業をいくつも行う場合には、その都度登録・認証が必要となるのですか。
事務局	一度登録・認証がなされれば、基本的にはそのまま継続となります。代表者の変更等、団体の状況が変化した場合の変更届は必要となるかと思えます。
秋吉委員	現在、区長は何人いるのですか。
事務局	115人とのことです。
秋吉委員	何か事務を行う際、「区長」として行う事務なのか、「自治会長」として行う事務なのか、区長や自治会長自身も、自分の置かれた立場に迷うことがあるのではないのでしょうか。 こうして皆さんで議論して区長と自治会長の概念を「わかりやすく説明しよう」という話になっているのですから、区長の皆さんにも図を示して説明を徹底した方がよいと思えます。
高橋委員	『庁内検討委員会検討結果』最終ページの図では、「コミュニティ活動団体」の枠内の「地域コミュニティ委員会」と「自治会」が縦に並んでいますが、両団体が上下の関係と誤解されるといけませんので、今後この図を用いる際には、両団体を横に並べていただきたいと思えます。 それから、登録・認証は、自動継続とはせずに期限を区切った方がよいと思えます。
古賀委員	北本市ごみ減量等推進市民会議が北本市自治会連合会（以下、自治連）に対し広報紙の配布のお願いをする際、くらし安全課に設置された自治連事務局を通す必要があるという説明を市から受けました。事務局を通すことはやぶさかではありませんが、何かルールがあるのででしょうか。

会 議 記 録 (2)

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
河井委員長	<p>今後市と市民団体の協働を推進していくためには、団体間で文書をまわすときの正式なルートやルールを明確にする必要があります。</p> <p>お互いの不信感は、些細なことから生まれてしまいます。「暗黙の了解」で成り立っているような部分も不信感を生む種となってしまいますので、そういった部分については可能な限り無くしていきたいと思えます。</p>
高橋委員	<p>北本市ボランティア連絡会でも広報物の回覧を依頼することがありますが、頼みに行く相手は「自治会長」であったとしても、実際に回覧をまわす事務を行うのは「区長」の役割ということです。それぞれの立場立場で、できることには限界があるようです。</p>
河井委員長	<p>皆さんの話を聞いていると、自治会長も区長も自分の立場にジレンマを感じているのだろうと感じます。</p>
高橋委員	<p>掲示板についても、自分たちの自治会で自由に掲示できる掲示板と、市から来た物しか掲示できない掲示板があるようです。</p>
加藤委員	<p>市から依頼される掲示物については、たまにサイズも掲示期間もとんでもないものが来ることがあるため、改善するよう先日市に申入れを行いました。</p>
河井委員長	<p>区長と自治会長の事務の詳細についての議論は、本日の議題から外れてしまいますので、この辺りで切り上げたいと思えます。</p> <p>庁内検討委員会が示した修正点等を了承してよいかどうかについて、市民検討委員会の皆さんの意見を伺います。</p>
矢澤委員	<p>細かい部分ですが、『庁内検討委員会検討結果』では「<規定(案)>」となっていますが、これは「定義」とは別なのですか。</p>
事務局	<p>「<規定(案)>」は、条例案を作成する前のパブリック・コメント手続案の「定義」に規定するための案を示したものです。</p>
河井委員長	<p>今回庁内検討委員会には丁寧な検討を加えていただきましたが、特にユニークだなと感じたのは、これまであいまいだった「コミュニティ」の概念を明確化するための定義として「コミュニティ活動団体」を規定したところです。</p> <p>質問ですが、「市民の役割」で想定されている「市民」とは、市民団体に所属している市民ですか。</p>

会 議 記 録 (2)

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事務局	<p>ここでいう「市民」は、団体への所属を問わず、北本市自治基本条例第3条第1項第1号で定義された「市民」（市内に住み、市内で働き、若しくは市内で学ぶ人又は市内に事業所を置く事業者）です。</p> <p>市民には、市民団体に所属していなくとも、誰もが公共の担い手となり得ることを自覚し、協働のまちづくりに積極的に参加することを期待します。</p>
河井委員長	<p>「団体」ではなく、「個人」の市民は協働の担い手と成り得ますか。</p>
事務局	<p>市民検討委員会・作業部会合同会議から出された意見を踏まえ、「個人」の市民も登録可能とし、個人が協働の担い手となることを拒むことのない制度としたいと思います。登録・認証制度の具体的な内容は、条例の施行規則で規定していきます。</p>
関山委員	<p>『合同会議報告』と『庁内検討委員会検討結果』では、市民団体は「地域コミュニティ」と「テーマコミュニティ」に分類できるとされています。これは、学説的にオーソライズ（正当・公認）された分類なのでしょうか。</p>
事務局	<p>学説的にもそのような分類はありますし、北本市自治基本条例においても第22条、第23条で、条を分けて規定しています。</p>
河井委員長	<p>「テーマコミュニティ」という用語は、学説的には知られたものだとしても、素人にとってはなじみが浅いことばでしょう。これを前面に出し過ぎると、かえってわかりづらくなってしまいかもれません。</p>
関山委員	<p>市民にとって理解しやすいように表現や定義等を一つ一つかみ砕いて整理してきたわけですから、現在のような検討過程においては構いませんが、条例案とする段階では「テーマコミュニティ」等の専門用語を解説文等に記載することは控えるべきでしょう。</p>
事務局	<p>わかりました。</p>
関山委員	<p>『庁内検討委員会検討結果』の3に、「『認証制度』のようなものが必要」ということばが出て来ます。「ようなもの」ではあいまいですので、具体的に明記していただきたいと思います。</p>
事務局	<p>今日の合同会議で方針に御承認いただければ、「登録制度」とは別のかたちで「認証制度」を設けたいと考えています。</p>

会 議 記 録 (2)

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
関山委員	<p>そのような意図があるのでしたら、的確な表現に改めた方がよいと感じました。</p>
河井委員長	<p>細部の文章表現のレベルで、意図がより明確になるように配慮してください。</p> <p>それでは、庁内検討委員会委員の皆さんの御意見を聴けるよい機会ですので、今回条例化する内容について意見交換していきたいと思えます。</p> <p>くらし安全課長の加藤正雄さん、いかがですか。</p>
庁内検討委員会 加藤（正）	<p>「登録」というのは、市として把握していない部分を事前にお聞きするという事です。北本市自治会連合会、各自治会、北本市コミュニティ協議会、各地域コミュニティ委員会につきましては、多くの情報をくらし安全課で既に把握しておりますので、「登録」ではなく「認証」の制度を用意する方向で検討を進めます。</p> <p>自治会長と区長の区別の問題につきましては、たびたび指摘を受ける悩ましい問題ではありますが、「北本市区設置及び区長規則」第2条第2項に「地区に区長1人を置き、区長は、当該地区の自治会、町内会又は地区組織の代表者を市長が委嘱する。」とありまして、同一人物が自治会長と区長を兼務することは想定されていません。</p> <p>区長への委嘱事務は、同規則第4条にありますとおり、市から依頼された文書配布及びその他市長が必要と認めること、です。実際に市から区長へ依頼している業務を精査すれば、本来は「自治会長」に依頼すべきものもひょっとするとあるのかもしれませんが、大部分の事務につきましては、区長宛でお願いしております。ある時は自治会長、ある時は区長、というのがまぎらわしいところではありますが、市と自治会長（区長）がお互いに立場を使い分けて事務を円滑に進めているのが実状であります。</p> <p>年度当初に示されていなかった広報紙等の配布依頼を市が区長宛で行うことについて批判があることも承知しております。非常に難しい点ではありますが、その都度、市民全体にとって配布すべき物と配布すべきでない物を判断し、自治会長の皆さんの了解が取れば、当初の予定に無いお願いをすることはあります。このような事情がありますので、他の市民団体が自治会全体に対し広報紙等の配布を依頼する際には、現在事務局となっているくらし安全課を通していただきたい、とお願いしております。</p> <p>以上の事情を丁寧に説明するよう心がけてはいますが、自治会長は数年でどんどん替わってしまうため、区長と自治会長の区別等を周知していくのが難しい部分があります。</p>

会 議 記 録 (2)

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
河井委員長	つまり、他の市民団体が1つの自治会に対し広報紙等の配布を依頼するのは問題無く、一括して全ての自治会に対し配布依頼する場合には問題が生じる場合がある。このような理解でよろしいですか。
庁内検討委員会 加藤（正） 秋吉委員	そうです。 「自治会に加入していないと市からの配布物が届かない」というのは、区長は行政の仕事を担当しているのだということからすると、おかしい状態だということですか。
庁内検討委員会 加藤（正）	そういうことになります。
秋吉委員	自治会費を払っていないことを理由に、予防接種や3歳児健診等の配布物が届かない市民がいます。情報を必要とする市民に情報が届かないというのは、問題ではありませんか。
庁内検討委員会 加藤（正）	市から区長に依頼している物については市民全員に配布していただくのが原則ではありますが、各地区の状況や各自治会長の意向により、対応が違ってしまっている場合はあるようです。 未加入の方に自治会に加入していただくための努力と併せて、区長（自治会長）には自治会員以外の方に対しても「区長業務」として必ず配布していただくよう、お願いを続けています。
加藤委員	今挙げられたような例はたくさんあると思います。
秋吉委員	公民館や北本駅で『広報きたもと』を入手できると知っている市民はよいかもしれませんが、それを知らない市民は『広報きたもと』を手にとることすらできません。
河井委員長	アパートの入口等にまとめて10部ぐらい置いておけば、誰でも入手しやすくなるのではないのでしょうか。
秋吉委員	そういう配慮をすることすらも嫌がる自治会長もいらっしゃるのではないかと思います。
庁内検討委員会 加藤（正）	自治会はあくまでも市民の自治組織ですので、各活動に対し市として口を出すことはできません。行政は「区長」に対してお願いしていますが、それを受けて各「自治会」がどのように対応するかまで強いることは難しい状況にあります。

会 議 記 録 (2)

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
秋吉委員	新聞すら取ってない市民もいます。こういった市民に対する情報伝達をどのように行うかは、北本市として非常に重要な問題だと思います。各地区の民生委員も困っています。
古賀委員	私が区長を務めていた時に、一番困ったのがゴミ置き場の問題です。自治会が管理していたのですが、自治会加入の有無で不公平感を訴える自治会員もいました。
秋吉委員	自治会に加入するよう、アパート等の大家さんから働きかけてもらうのはいかがでしょうか。
古賀委員	大家さんが東京等の遠方にお住まいのケースがあるため、それもまた難しい問題なのです。
中嶋委員	私たちが開発許可を出す際には、「〇〇の規定を守ります」というように、開発側のデベロッパーが各規定を履行することを前提としています。しかしながら、アパートに入居されている方の行動について、あるいはデベロッパーがその後実際にどのように対応されているかの詳細については、こちらでは把握しきれないというのが実態です。
古賀委員	自治会費は払うが役員はやりたくない、という方もいます。強制することはできないため、解決に苦慮しています。
加藤委員	自治会の役員の年齢が上がっているという問題もあります。
秋吉委員	市役所職員の方には、定年後、積極的に自治会長に立候補していただきたいと思います。
庁内検討委員会 原島	ここ何年かに定年した職員は結構な人数が自治会長になっているのではないかと思います。
河井委員長	市有地については財政課にお尋ねすればよろしいですか。
庁内検討委員会 須藤	市有地は総務課が管理しています。
庁内検討委員会 加藤	市有地の面積は、市公式サイト上でも公開しています。
河井委員長	市公式サイトの情報で、その土地がいわゆる「遊んでいる」土地かどうかはわかりますか。

会 議 記 録 (2)

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
庁内検討委員会 須藤	そういった土地は、市としてはかなりの程度売却済みかと思いますが、実態については総務課で御確認いただければと思います。
庁内検討委員会 加藤（功）	きちんと整形された土地はほとんど無いものと思われます。家庭菜園にも使えないような土地が多いと聞いています。
庁内検討委員会 加藤（正）	使えそうな土地が無いかどうか、以前くらし安全課が探したことがありましたが、目的に合った土地はなかなかありませんでした。形が三角形な土地等、普通の用途には合わないものばかりでした。
庁内検討委員会 加藤（功）	使用していない市有地を全部集めると大きな面積になると思いますが、一つ一つの土地は小さく、用途としては、地域のゴミ集積場等に活用していただくに留まっているようです。
河井委員長	<p>庁内検討委員会の皆さん、本日はさまざまな御質問にお答えいただきありがとうございます。こういった形で部課長の皆さんと面と向かってお話できる機会はなかなかありません。市民参画推進条例や協働推進条例等を基軸として市民と行政が手を携えてまちづくりを進めていくわけですので、今後も是非、積極的に市民の話を聞いていただければと思います。</p> <p>市民検討委員会としては、今回庁内検討委員会から報告いただいた内容をおおむね了承し、この報告に沿って庁内検討委員会で条例案を作成していただくこととします。いくつかの指摘箇所については、庁内検討委員会に持ち帰って検討してください。皆さん、よろしいですか。</p> <p style="text-align: center;">—市民検討委員会・庁内検討委員会 一同 了承—</p>
事務局	<p>(2) その他</p> <p>市民検討委員会から提出された『合同会議報告』について、今後条例案を作成するにあたって懸念される事項等が無いかどうか、全課に照会を行いました。頂いた回答は疑問点のみで、今後の条例案の作成にあたり大きな方針変更を要するような指摘はありませんでしたが、施行規則やガイドラインの作成にあたっては、各課に疑問が残らないよう丁寧に説明を行っていきたいと思います。</p> <p>4 その他</p> <p style="margin-left: 2em;">第26回市民検討委員会は12月27日（火） 午後3時から午後5時まで 文化センター第4会議室で開催予定 （作業部会の次回開催日程は未定）</p>

会 議 記 録 (2)

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
加藤副委員 長	5 閉 会 それでは、これをもちまして第25回北本市市民参画推進条例等 市民検討委員会・第11回北本市協働推進等庁内検討委員会合同会 議を終了します。